

大口町告示第37号

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱（平成26年大口町告示第16号）の一部を次のように改正する。

第9条中「40日以内」の次に「又は当該年度3月31日のいずれか早い期日まで」を加える。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の補助金について適用する。

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(実績報告) 第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して40日以内又は当該年度3月31日のいずれか早い期日までに補助事業の成果を記載した大口町民間保育所運営費補助金実績報告書(様式第5。以下「報告書」という。)に関係書類を添え、町長に報告しなければならない。	(実績報告) 第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して40日以内に補助事業の成果を記載した大口町民間保育所運営費補助金実績報告書(様式第5。以下「報告書」という。)に関係書類を添え、町長に報告しなければならない。